

青森県報

号外第百四号

平成三十年
十月十七日
(水曜日)

目次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………同……………二

○右 同……………同……………三

○右 同……………同……………四

○右 同……………同……………五

○右 同……………同……………六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア クロ ス プ ラ ザ 黒 石

黒石市富士見一〇九の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	平成 三〇・一・一
DCMホームマックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし	年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
成田孝夫 弘前市大字親方町一八の三	変更なし	
株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 白土孝	変更なし	
株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 舟橋浩司	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博二	平成 三〇・三・一
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社プロニア 群馬県高崎市巾尾町四の八 代表取締役 川越富子	三〇・二・一
変更なし	変更なし	

株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の三三 代表取締役 伊瀬幸郎	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 藤田勝幸	工藤久敦 弘前市大字泉野三丁目四の一
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

四 届出年月日

平成三十年八月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

平成三十年十月十七日から平成三十一年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二二三 代表取締役 辻田泰徳	変更後	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	変更年月日	平成三〇・一・一
-----	---	-----	--	-------	----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更後	変更なし	変更年月日	
-----	--	-----	------	-------	--

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社西松屋チエーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	変更なし	
株式会社セリア 岐阜県大垣市外測二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 〇丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 〇丁目一の二一 代表取締役 鶴羽順	平成 二六・八・七

四 届出年月日

平成三十年八月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成三十年十月十七日から平成三十一年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (二) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南
十和田市東五番町一三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 白石正	変更後	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	変更 年月日	平成 二九・六・二九
-----	---	-----	--	-----------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	株式会社大創産業 四島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更 年月日	平成 三〇・三・一
変更前	株式会社大創産業 四島県東広島市西条町大字吉行字 向一の六〇 代表取締役 矢野博文	変更後	株式会社大創産業 四島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更 年月日	平成 三〇・三・一

株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	変更なし	
株式会社社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役 宮前省三	株式会社社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役 吉田貢	二五・二・一

四 届出年月日

平成三十年八月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成三十年十月十七日から平成三十一年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 白石正	変更後	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 柳井隆博	変更年月日	平成 二五・六・二九
-----	--	-----	---	-------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 藤田勝幸	変更後	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 代表取締役 藤田勝幸	変更年月日	平成 二六・七・二九
変更前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 井上恵右	変更後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	変更年月日	二五・六・二〇

四 届出年月日

平成三十年八月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十年十月十七日から平成三十一年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十一年二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック長苗代店

八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 白石正	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 柳井隆博	平成 二九・六・二九

三 届出年月日

平成三十年八月九日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十年十月十七日から平成三十一年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十一年二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
洋服の青山ダイソー&アオヤマー〇〇円プラザ弘前店
弘前市大字早稲田四丁目五の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 白石正	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	平成 二元・六・二九

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
青森商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 宮前省三	青森商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	平成 二元・六・二九
株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目一四の 三八 代表取締役 一色敬義	株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目一四の 三八 代表取締役 畑山房則	三三・六・二九

- 四 届出年月日

平成三十年八月九日

五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

- 2 期間

平成三十年十月十七日から平成三十一年二月十七日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

- 1 提出期限

平成三十一年二月十七日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭